

平成24年度 第7回吹田市建築審査会議事録

開催日時 平成25年3月7日(木)午後4時00分

開催場所 吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

出席委員 大砂会長 押川会長代理 佛性委員 木多委員 江川委員 四宮委員 井川委員

会長 定刻になりましたので会議を開催いたします。事務局より第14号議案の説明をお願いします。

事務局

第14号議案説明

予定建築物 一戸建ての住宅

該当適用条文 建築基準法第43条第1項ただし書き

会長 ただ今の事務局の説明にご質問、ご意見ございますか。

委員 許可条件の構造強化とは準耐火を求めるということですか。

事務局 はい。

委員 申請地の前面通路だけが4メートルないのですか。

事務局 申請地前面通路及び当該通路に至る東西方向の通路は4メートルありません。東西方向の通路は3.9メートル程度です。

委員 今回、法43条ただし書きを適用する通路は整っている形態ですが、位置指定道路ではないのですか。

事務局 位置指定道路ではありません。

委員 申請地の前面通路の南側は府営住宅に繋がっているように見えますが、通行は可能ですか。

事務局 自動車は通行できませんが、歩行者は通行可能です。他の建築物の敷地ですので、通路としては扱っておりません。

委員 通路の対側の建築物の玄関はどちらに向いていますか。今回の許可条件は中心後退となっていますが、対側の建築物には後退を求めるということですか。

事務局 対側は当該通路に面して勝手口があるのみです。今回の前面通路に面した南側の敷地で過去に許可しており、その後退方法を考慮して、今回も中心後退を求めています。申請地の対側には、許可時に当該通路からの中心後退を求めます。

委員 今回の通路は全て私道ですか。持分はどうなっていますか。

事務局 私道です。申請地の前面通路は持出しになっております。

会長 ほかに意見ございませんか。それでは議案14号について同意することに異議ございませんか。ないようですので、同意することといたします。それでは続きまして、事務局より報告案件の説明をお願いします。

事務局 **報告事項 法第43条ただし書き許可 4件**

会長 只今の報告事項について、ご質問、ご意見ございませんか。

委員 許可番号66は、隅切り中心後退までしているの角地緩和は可能ですか。

事務局 現在は、角地緩和不可と取り扱っております。今後は取り扱いを変更する検討も必要かと考えております。

会長 ほかに何かございますか。ないようですので、引き続き事務局より報告事項をお願いします。

事務局 大阪府建築審査会協議会意見交換会の報告

会長 特定行政庁によって取り扱いが違うのは面白いところですが、意見交換会で提案議題がありましたら、事務局へ連絡して下さい。

事務局 今回の議事録の署名委員を会長、押川会長代理、四宮委員にお願いしたいと思います。来年度の建築審査会の日程は、別途調整させていただきます。

会長 よろしく申し上げます。それでは審査会を終了いたします。ありがとうございました。